

第2回独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成27年3月19日(木) 午後2時10分～4時20分 情報通信研究機構麹町第2,3会議室
出席委員 (敬称略、50音順)	<ul style="list-style-type: none"> ・加藤 暢一 公認会計士(新日本有限責任監査法人) ・渋谷 道夫 公認会計士(渋谷道夫事務所) ・手塚 悟 東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授 ・土井 美和子 情報通信研究機構監事 ・松井 武久 MTRC技術経営研究センター所長 ・松田 修一 早稲田大学名誉教授 ・山本 一晴 情報通信研究機構監事
議事概要	<p>1 開 会</p> <p>2 理事挨拶</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 平成26年度契約の実績に関する審議について</p> <p style="padding-left: 2em;">以下の審議事項毎に、事務局からの説明を受けて、点検・確認を行った。</p> <p>① 平成26年度契約の実績について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 競争性のない随意契約について</p> <p style="padding-left: 4em;">供給者が一に特定される土地の買入、建物等の賃貸借、土地・建物の賃貸借に付随する役務、電力・ガス・水道需給契約等真にやむを得ないもの(44件)であることを確認した。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 一者応札・応募について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の一般競争入札件数685件のうち、一者応札は541件で前年度比85件減少しているものの、一者応札率は78.98%で3.1%増加した。 ・企画競争では、108件のうち一者応募は14件で、一者応募率は12.96%と大幅に減少した。 <p style="padding-left: 2em;">ウ 2カ年連続一者応札・応募について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度2カ年連続一者応札・応募件数は184件(前年度174件)で、その約8割が役務契約である。 また、これらのうち、公募が117件(前年度104件)、一般競争は66件(前年度69件)で一般競争のほとんどは年度当初の年間契約案件である。 <p>[意見等]</p> <p style="padding-left: 2em;">特になし</p> <p>② 契約の適正化に向けた取組について</p> <p style="padding-left: 2em;">一者応札・応募の改善に向けた取組みとして①調達研修会の実施、仕様内容の適正化、入札参加資格の緩和 ②公告期間、業務等準備期間の確保 ③調達情報の充実 ④一者応札・応募の事後点検 ⑤電子入札システムの導入などを実施したことについて事務局からの説明後、委員から以下の意見等があった。</p>

[意見等]

- 1) 関係者全員に契約上の留意点を周知徹底することが重要であるので、調達研修会の欠席者のフォローが重要であり、きちんと対応すべきである。また受講したかどうかなど結果がわかるようにすべきである。
- 2) 調達研修会は研究者にとって自由な時間の下で研修できる体制が必要である。
- 3) eラーニング等研修の受講が進まない場合、役員からの注意喚起等を通じて、全員参加の徹底を図っていくことも必要である。
- 4) アンケート結果の応札・応募しなかった理由について、発注側の問題なのか応札側の問題なのかが不明であり、更に掘り下げた分析が必要である。
- 5) 電子入札拡大のため、他の法人における運用状況等の情報を入手・検討を行うことも必要である。

③ 平成 26 年度 連続一者応札・応募案件について

2カ年連続して一者応札・応募になっている案件について、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」により審議を行った。

審議対象案件を一般競争と公募の案件から契約種別の細分項目毎に26件選定し、それらのうち代表的なものについて点検・確認を行った。

[意見等]

官庁の受注経験等の条件が撤廃され、契約実績のない者も入札に参加できることは評価できる。

④ 競争性のない随意契約を継続している契約における価格の妥当性について

公共料金、土地建物借入等について、点検・確認を行った。

[意見等]

特になし

⑤ 随意契約によりことができる範囲について

総務省行政管理局からの通知「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(H26.10.1)を受け、NICTの契約事務細則等の改正案について、確認を行った。

[意見等]

- 1) 研究開発は調達する機器等の特殊性が強い業務であり、随意契約の範囲の拡大が認められたことはよかった。
- 2) ルール変更の手続きについては遺漏なきようお願いしたい。

(2) 契約監視委員会による点検・見直し結果についての審議

本日の審議状況を事務局において契約監視委員会議事概要として取りまとめ、委員長及び各委員の確認を経た後に公表することとする。

